

Info
事業を営む方へのお願い

◆**給与支払報告書の提出**

事業主の方は、従業員や雇い人（家族などの青色事業専従者を含む）に対し、給与、賃金、賞与などを支払った場合、支払いを受ける方ごとに、前年中の支払額などを記載した給与支払報告書を、その支払いを受ける方の1月1日の住所がある市町村へ提出する必要があります。

事業主の方で、正規社員、パート、アルバイト、日雇い、退職者などがおられる場合は、個人・法人を問わず提出してください。

▼**提出期限** 1月31日（火）必着

▼**提出方法** 持参、郵送またはeLTAX（前々年における源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました）

◆**個人住民税の特別徴収を推進中**

愛知県と県内すべての市町村では、個人住民税の特別徴収（給与天引き）の適正実施に取り組んでいます。現在、従業員の個人住民税が普通徴収となっている事業所については、令和5年度分以降、特別徴収への切り替えをお願いします。

特別徴収とは

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収し、納入していただく制度です。法令の規定により給与を支払う事業主は、原則として個人住民税を特別徴収

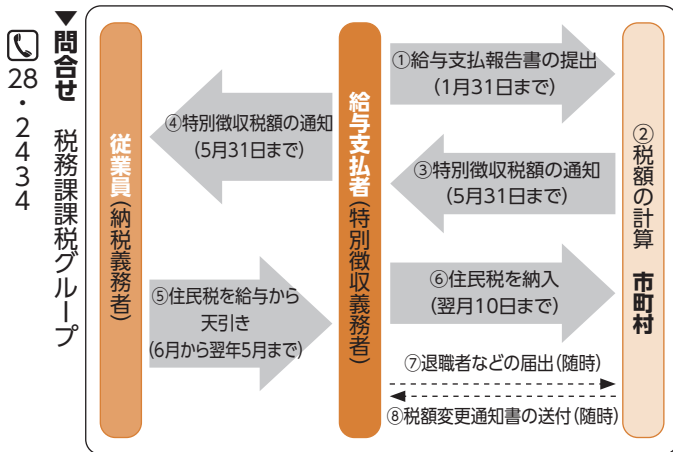
していただくことになっていきます。
特別徴収の対象となる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員（パート、アルバイトを含む）

特別徴収の対象とならない方

- ・退職者（退職予定者を含む）
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方

- ・給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収できない方
 - ・給与が毎月支給されていない方
- 特別徴収のしくみ**



**愛知県基幹的広域防災拠点の整備に伴う
 神明公園の一部閉鎖**

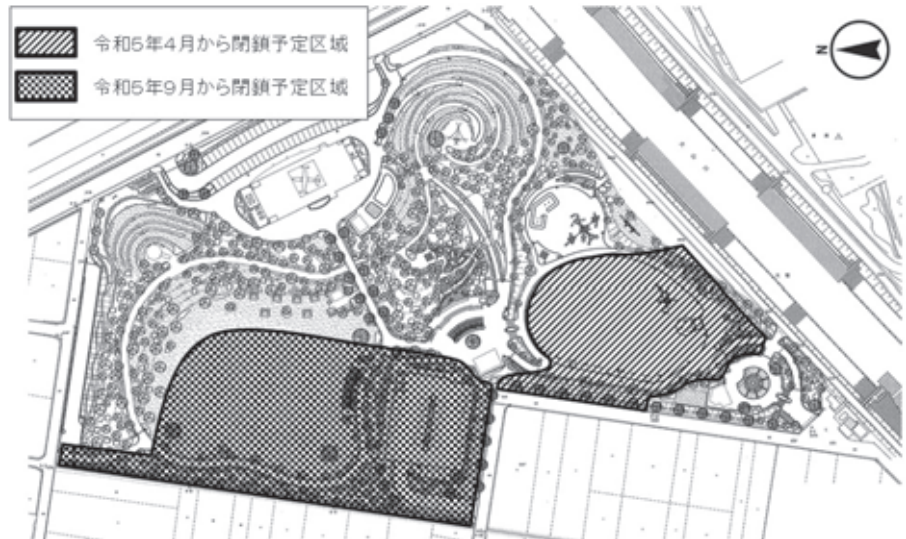
現在、青山地区内で愛知県の基幹的広域防災拠点の整備が進められており、令和5年4月から防災拠点に伴う大山川の調節池の工事が始まります。

このため、神明公園については、下図のとおり施設の閉鎖を予定しています。閉鎖については、愛知県の基幹的広域防災拠点整備が完了するまでの期間を予定しています。

なお、航空館boonや展望台、デイキャンプ場については、引き続き、ご利用いただけます。

今後の工事の進捗状況により、その他のエリアも閉鎖することもございます。随時計画が決まり次第お知らせします。

公園利用者の方には、工事期間中大変ご迷惑・ご不便をお掛けすることと存じますが、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。



▶**問合せ** 防災拠点推進室
 防災拠点推進グループ
 ☎ 28・2463